ITKeeper クラウドサービス for MVB データセキュア 約款

第１条（目的）

１．本約款は、乙が甲に対して提供する ITKeeper シリーズ「クラウドサービス for MVB データセキュア」(以下、本サービスといいます)に関し条件(以下、本条項といいます)を定めるものとします。なお、本約款には、他の ITKeeper 商品に適用される「ITKeeper 基本条項」およびそれと一体となる当該商品の「サービス条項」の適用はないものとします。

２．甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条（用語の定義）

本条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
クラウドサービス	乙が別途定めたシステム要件に記載されている、甲保有のサービスをいいます。
本ソフトウェア	本サービスを実施するために必要な甲のクラウドサービスに連携されるセキュリティ対策ソフトウェアのことをいいます。
本管理サイト	本ソフトウェアの設定ができる管理Ｗｅｂサイトのことをいいます。
MVB アカウント	本サービスの契約 ID のことをいいます。

第３条（本サービスの提供条件）

１．甲は、クラウドサービスへの接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。

２．甲の有するクラウドサービス、環境その他条件が、乙の書面による別途定めるシステム要件に満たない場合には、本サービスの提供ができない場合があります。

３．乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。

（1）本ソフトウェアの最新のプログラム、インターネット経由で更新されるため、本ソフトウェアの使用にあたっては、クラウドサービスがブロードバンド環境によるインターネット接続（以下、本ネットワークといいます）を常時維持していること。

（2）本ソフトウェアを設定するにあたり、本ソフトウェアのログイン用 Web サイトの URL を、E-Mail にてご連絡するためおよび本サービスであるレポートサービス、通知サービス、その他本サービスに関わる送信のため、当該連絡および受信できる甲の E-Mail アドレスが存在し指定していること。

（3）同一 MVB アカウントで本サービスの提供を希望する場合、本サービスと乙が別途提供するクラウドサービス for MVB の同時申込はできません。

（4）本サービスを申込いただくには、甲保有の別途定められたシステム要件に記載されているサービスのいずれかが利用中であることが前提となります。

（5）甲により、本ソフトウェアとクラウドサービスの設定作業が必要です。

第４条（本サービスの内容）

１．本サービスは、セキュリティ対策サービスとして、乙が甲に対して提供する下記に記載する標準サービス（以下、標準サービスといいます）とオプションサービス（以下、オプションサービスといいます）で構成されます。

標準サービスの種類
（1）本ソフトウェアの提供
（2）問合せ対応サービス
（3）通知サービス

オプションサービスの種類
（4）本ソフトウェアの設定作業

２．本サービスのうち、標準サービスは、本サービスの申込時における甲の選択に応じて、本サービスの提供期間を１ヶ月とする月額プラン（以下、月額プランといいます）または１年間とする年額プラン（以下、年額プランといいます）のいずれかとなります。

３．本サービスのうち、第１項のオプションサービスについては、第２項に定める月額プランおよび年額プランで定める通常の費用以外に、別途費用が発生するサービスをいいます。

４．本サービスのうち、第 1 項のオプションサービスについては、別途提供するクラウドサービス for Office365 のみが対象となります。但し、アクセス制御機能をご利用のお客は、お申し込みが出来ません。

５．本サービスのうち、第 1 項のオプションサービスについては、乙が別途提供するクラウドサービス for Office365 のテナントに全体管理者アカウントを作成し、本ソフトウェアの設定作業を実施します。作成した全体管理者アカウントにつきましては、本サービス利用中は継続維持が必要となります。

第５条（本サービスの契約成立）

1．甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項を記入し乙に提出するものとします。

2. 乙が甲より必要事項を記載済の申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約は成立します。
3. 乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
   （1）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   （2）甲が、申込書に虚偽の事実を記載した場合。
   （3）甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
   （4）甲について、第 56 条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   （5）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第６条（本サービスの提供範囲）

本サービスのうち、次の第 1 号から第 5 号までの標準サービスおよび第 6 号のオプションサービスの提供範囲は、以下のとおりとします。

（1）本ソフトウェアの提供
乙は、甲に対して、本ソフトウェアを提供します。

（2）問合せ対応サービス
甲からの電話又は E-Mail による本ソフトウェアの操作およびインストールに関する問合せにつき、電話又は E-Mail にて回答します。

a. 問合せ対応サービスは、甲からの電話またはメールによる問い合わせを端緒として、必要に応じてリモート接続により提供されるものとします。

b. 乙は、甲からの問合せに対し、クライアント PC に対するリモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。
①リモート接続に対する甲の同意がない場合
②甲がインターネット接続環境を有していない場合
③甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合
④甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダー等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、甲がクライアント PC にリモート接続ができない場合
⑤前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

c. 前項のリモート接続が実施された場合であっても、クライアント PC の操作は甲が行うものとし、乙によるクライアント PC の操作は行われないものとします。
また、前項のリモート接続の実施中、甲は、サービスアダプタの画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。

d. 甲は、乙がリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報を開示する場合、甲の責任において当該個人情報または企業情報に対してデータの加工、
変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が当該個人情報または企業情報を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。
なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。

（3）通知サービス
インターネット経由で甲のクラウドサービスのウイルス感染状況の監視を行い、甲のクラウドサービスのウイルスが駆除できなかった場合、本ソフトウェアが機能停止している可能性が高いと判断した場合、甲が指定した E-mail に、通知を行います。なお、当該サービスは、本管理サイトにて、甲の任意で、有効／無効、閾値の機能設定が可能です。

（4）本ソフトウェアの設定作業
乙は、ユーザーマニュアルに基づき、本ソフトウェアの必要な設定作業を行います。また、甲は、乙より当該作業の実施を受けた場合は、乙から配信されるメールをもって該当作業は完了したものとします。

第７条（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業及びサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。

（1）理由の如何を問わず、本ソフトウェアに生じた障害の復旧作業
（2）理由の如何を問わず、クラウドサービスに生じた障害の復旧作業
（3）クラウドサービスに記憶されているデータのバックアップ作業
（4）クラウドサービスに記憶されているデータが損壊又は消失した場合の当該データの修復作業
（5）本ソフトウェアのバージョンアップ及び更新プログラムへの変更作業
（6）クラウドサービスに感染したコンピューターウイルス等の駆除作業
（7）本ソフトウェアの操作および設定以外の問合せサービスの提供
（8）前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業

第８条（本サービスの免責）

１．乙は、本ソフトウェアの機能及び性能に関する正確性、完全性並びに甲の特定目的への適合性について何ら保証するものではありません。

２．乙は、本ソフトウェアがクラウドサービスへのウイルスの感染を絶対的に予防することについて何ら保証するものではありません。

３．乙は、本ソフトウェアに起因して生じるクラウドサービス及び他のソフトウェアのいかなる障害について何らその責任を負うものではありません。

第９条（本ソフトウェアの納入）

１．乙は、利用申込書記載の利用開始日までに甲が指定するE-Mailアドレス宛に、本ソフトウェアのログイン用URLを送付するものとします。

２．輸送障害、天災地変、その他乙の責めに帰すべからざる事由により本ソフトウェアの納入が遅れた場合でも、乙は、当該事由から生じた履行遅滞の責めを負わないものとします。

３．甲は、乙より本ソフトウェアの納入を受けた場合は、速やかにこれの数量を確認するものとします。本ソフトウェア等の瑕疵または数量不足等を発見したときは直ちに乙に通知し、その対応を甲乙別途協議の上定めるものとします。

第１０条（本サービス提供時間）

本サービスの提供時間は、下記のとおりとします。

（１）電話・メールによる問い合わせ対応サービス

月曜日から金曜日の９：００～１８：００まで（但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）

※メールによる問い合わせに関しては、受付時間外、翌営業日に一次回答。

（２）通知サービス（E-mail）

365日24時間（随時）

※（２）は、右記メールアドレス（DoNotReply@tmcas.trendmicro.co.jp）から、甲の指定したE-Mailアドレスにご連絡いたします。

※（２）は、本管理サイトにて、甲の任意で、有効／無効、閾値の機能設定が可能です。

第１１条（本サービス提供期間と自動更新）

１．本サービスの提供期間は、本契約の申込時における甲の選択に応じて、月額プランの場合１か月、年額プランの場合は１年間となります。

２．甲が選択した本サービスの提供期間満了の２週間前までに、本サービスの提供を終了する旨乙に通知しない場合、甲が本サービスを継続して提供する旨の意思表示をしたものとみなし、本サービスの提供期間が、甲の選択している本サービスの内容に応じて１ヶ月または１年間自動更新されます。この場合、甲は、乙からの請求に応じて本サービスの１ヶ月または１年分の利用料金を支払うものとします。

第１２条（本ソフトウェアの使用許諾）

１．甲は、別紙に定める本ソフトウェアの使用許諾条件（以下、使用許諾条件といいます）に同意するものとします。

２．甲が使用許諾条件に同意しない場合、直ちにその旨を乙へ通知し、乙は、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、当該通知以前に、乙が既に履行済みの本サービスにかかる費用を乙に対して支払うものとします。

第１３条（本サービス提供区域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第１４条（本サービス実施者）

乙は、本サービスの実施を乙の社員または乙の選任した代行者（以下、当該代行者から委託された者を含めて乙のサービス要員といいます）により行わせるものとします。尚、乙は、乙の事情により乙のサービス要員を随時交代させることができるものとします。

第１５条（本サービスの変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービス及び本ソフトウェアの仕様を予告無く変更する場合があります。

第１６条（本サービスの料金等）

１．甲は、乙指定の利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、料金等といいます）を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。

２．料金等のうち初期費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条

件により、当該初期費用を乙に支払うものとします。
３． 料金等のうち月額プランが設定されている場合、甲は、本サービス開始翌月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に支払うものとします。
４． 料金等のうち年額プランが設定されている場合、甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に、一括で支払うものとします。
５． 前項の規定の他、本サービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
６． 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。
７． 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額とを、併せて乙に支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。
８． 甲は、本サービスの料金等または本契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第１７条（本サービス申込みのキャンセル解約）

甲は、理由の如何を問わず本サービスの利用申込後前条に基づく料金等支払い前に当該利用申込みをキャンセルすることはできないものとします。但し、第１６条第２項の初期費用を支払うことによりキャンセルできるものとします。

第１８条（本サービスの解約）

本サービスの解約は、甲が選択した本サービスの提供期間満了の２週間前までに、甲は乙が指定する手続に基づいて解約に関する申し出を行い、乙の解約手続きの完了をもって、解約することができるものとします。但し、本サービスの提供期間中に解約をした場合であっても、本サービスの料金等の返金はしないものとします。

第１９条（本サービスの契約解除）

１． 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
(1)本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
(2)差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
(3)振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
(4)発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
(5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
(6)定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合。
(7)資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
(8)監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
(9)重大な背信行為があった場合。
(10)第5条第3項に該当する事由がある場合
(11)その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
２． 甲は、前項第2号から第8号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
３． 甲は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
４． 乙は、第1項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第２０条（本サービスの廃止）

１．乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、本サービス廃止日の事前に甲に対してその旨を通知するものとします。
３．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で利用契約は終了し、全部を終了した場合は、本利用契約の全てが終了するものとします。
４．乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２１条（本サービスの中止）

１． 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、

本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
２． 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
３． 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２２条（本サービスの停止）
１． 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
（１） 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
（２） 本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
（３） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
（４） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
（５） 本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
（６） 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
（７） その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合
２． 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
（１） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
（２） 乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
３． 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
４． 乙は、甲の管理する情報等が、前１項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第２３条（氏名等の変更）
甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第２４条 （データ等の責任）
１． 甲は、本サービスの実施にあたり、クラウドサービスに記録されたデータ等（以下、データ等といいます）について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
２． 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第２５条（甲の協力）
１． 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、調査シートの他、甲のネットワーク状況およびクラウドサービスの設置状況が把握できる資料等（以下、資料等といいます）を用意し、これを乙に提示するものとします。
２． 甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
３． 甲は、本サービスの実施にあたり、乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
４． 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
５． 甲は、乙の保守要員がクラウドサービスの保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙によるクラウドサービスの停止を認めるものとします。
６． 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

第２６条（適応除外）
以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。
（１） 以下の①から③のいずれかに起因するクラウドサービスの障害又は故障の修理

① クラウドサービスのメーカー指定外の媒体又は消耗品等の使用
② クラウドサービスのメーカーの定める使用環境以外での使用
③ クラウドサービスのメーカー保証が適用されないクラウドサービスの不適正な使用、火災、水害、盗難、異常電流、甲による輸送、若しくは、乙又はクラウドサービスのメーカー従業員（クラウドサービスのメーカーによる委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造又は作業等

（２）甲によりクラウドサービスの設定変更が行われたことによってクラウドサービスに障害が発生した場合の障害復旧作業
（３）本サービス完了後における、別途甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
（４）コンピューターウイルス、及び不正アクセスによってクラウドサービスに障害が発生した場合の障害復旧作業
（５）データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、ならびにこれらに関わる支援作業
（６）天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、若しくは甲の故意、過失または不適正な使用によって対クラウドサービスに障害が発生した場合の障害復旧作業
（７）前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業

第２７条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第２８条（機密情報保持）

１．甲および乙は、本サービスの履行に際し知り得た相手方の業務上の機密 （通信の機密を含む） を第三者に漏洩しないものとします。
２．乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
３．甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。

第２９条（反社会的勢力との関係排除等）

１．甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます）若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して反社会的勢力といいます）であること
（２）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜
を供与していると認められる関係を有すること
（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
２．甲及び乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
３．甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（１）反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
（２）自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
①詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
③相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること

④相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

４．甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第３０条（損害賠償責任）

１． 乙の責めに帰すべきことが本契約上明らかな場合であって、本サービスに関連して甲または第三者に損害が発生した場合は、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責任を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した本サービス毎にかかる料金等の額を限度とします。

２． 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

３． 甲が本契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

４． 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第３１条（権利義務の譲渡等）

甲は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第３２条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第３３条（協　議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第３４条（管轄裁判所）

甲は、本契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

ITKeeper クラウドサービス for MVB データセキュア 約款

別紙　本ソフトウェア使用許諾条件

第１条（使用権の許諾）

１．　本ソフトウェアの使用許諾条件として、乙は甲に対して、甲が本サービスを受けるために、クラウドサービスにおけるセキュリティ対策を目的とした日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾いたします。

２．　甲は、乙が別途指定した本ソフトウェアライセンス数のみで、本ソフトウェアを使用することができます。なお、甲は、当該本数を超えて本ソフトウェアを使用する場合には、別途必要な本ソフトウェアのライセンス数の許諾を得るものとします。

３．　甲は、本ソフトウェアの複製はできないものとします。

第２条（著作権等）

１．　本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロ株式会社（以下、トレンドマイクロといいます）またはトレンドマイクロに使用許諾を行う第三者へ独占的に帰属します。トレンドマイクロは乙に対し、本ソフトウェアを甲に再使用許諾する非独占的な権利を許諾します。

２．　甲は、乙およびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを第三者へ賃貸、貸与、販売、譲渡または再許諾できないものとし、かつ、本ソフトウェアに担保権を設定することはできないものとします。

３．　甲は、乙およびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、甲の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。

４．　甲は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。甲の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、乙およびトレンドマイクロは、当該障害に関して一切の責任を負わないものとします。

５．　甲は、本ソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、乙およびトレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。

第３条（保証及び責任の限定）

１．　乙およびトレンドマイクロは、本ソフトウェアに関して、一切の保証を行わないものとします。また、乙およびトレンドマイクロは、本ソフトウェアの機能が甲の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因する甲の損害につき一切の保証を行わないものとします。

２．　本ソフトウェアの使用に起因して甲又はその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害に関して、乙およびトレンドマイクロは一切の責任を負わないものとします。尚、理由の如何を問わず乙が、甲又は第三者に対して負担する責任の総額は、本サービスの対価として実際に支払った 100%の額を上限とします。

第４条（一般条項）

１．　甲は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」といいます）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。

２．　甲は、本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。

３．　本契約の締結により、甲が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。

４．　本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾に関し、本約款の締結以前に、甲、乙およびトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、乙およびトレンドマイクロは、甲へ事前の通知を行うことなくその裁量によりいつでも本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾の内容を変更できるものとし、最新の本ソフトウェアの使用許諾の内容を乙の Web サイトに掲載します。ただし当該変更は、本契約期間が有効期間中の甲については、乙の Web サイトにおいて当該変更された最新の本ソフトウェアの使用許諾の内容が掲載されてから 60 日後に有効になるものとします。当該変更がなされた場合、従前の内容、その他の告知内容は無効となり、最新の内容、告知内容が適用されるものとします。甲が変更後の条件に同意できない場合、甲は

本ソフトウェアを利用することはできません。

5． 乙は、甲が本使用許諾条件のいずれかに違反した場合、甲による本ソフトウェアの使用を終了させることができるものとします。

以上